

中部国際空港代替滑走路事業の概要等

1 計画概要

(1) 目的

中部国際空港は、国際拠点空港として2005（平成17）年に常滑市沖合の人工島に開港し、これまで18年間運用してきた。

本事業は、滑走路が1本であることにより生じる空港運営上の喫緊の課題である「完全24時間運用の実現」と「現滑走路の大規模補修」を含めた諸課題に対応していくため、滑走路を新たに整備することを目的とする。

(2) 事業者

中部国際空港株式会社（所在地：愛知県常滑市セントレア一丁目1番地）

(3) 対象事業実施区域の位置

愛知県常滑市セントレア地内に位置する中部国際空港の空港用地

(4) 事業規模

滑走路の長さ 3,290m

2 手続根拠法令

環境影響評価法（平成9年法律第81号）

3 経緯

2022年6月30日	配慮書の公告・縦覧（6月30日～7月30日）
8月30日	配慮書についての知事意見の通知
2023年1月11日	方法書の公告・縦覧（1月11日～2月13日）
6月2日	方法書についての知事意見の通知
2024年2月7日	準備書の県への送付
2月8日	準備書の公告・縦覧（2月8日～3月8日）
3月22日	審査会の開催（諮問）
4月10日	準備書に係る住民意見の概要と事業者の見解の送付
4月26日	セントレア滑走路部会の開催
5月18日	環境影響評価に関する公聴会
6月6日	セントレア滑走路部会の開催
6月28日	審査会の開催

4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、準備書について環境の保全の見地からの意見を事業者に通知する。

この知事意見の通知は、事業者から準備書に係る住民意見の概要等の送付があった日（2024年4月10日）から120日以内（2024年8月8日まで）に行う。

5 対象事業実施区域の位置



※国土地理院の電子国土基本図を加工して作成

中部国際空港代替滑走路事業に係る環境影響評価の手續の流れ

